二　当該要指導医薬品の特性、用法、用量、使用上の注意、当該要指導医薬品との併用を避けるべき医薬品その他の当該要指導医薬品の適正な使用のために必要な情報を、その薬局若しくは店舗において当該要指導医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又はその薬局若しくは店舗において当該要指導医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた当該要指導医薬品を使用する者の状況に応じて個別に提供させ、又は必要な指導を行わせること。

三　必要に応じて、当該要指導医薬品に代えて他の医薬品の使用を勧めさせること。

四　必要に応じて、医師又は歯科医師の診断を受けることを勧めさせること。

五　当該情報の提供又は指導を行つた薬剤師の氏名を伝えさせること。

第百五十九条の二の見出し中「第三十六条の三第一項第一号」を「第三十六条の七第一項第一号」に改め、同条中「第三十六条の三第一項第一号に規定する」を「第三十六条の七第一項第一号の」に改める。

第百五十九条の三第一項中「第三十六条の四第一項」を「第三十六条の八第一項」に改める。

第百五十九条の七第一項中「法第三十六条の四第二項の規定による登録（以下「販売従事登録」という。）」を「販売従事登録」に改め、同条第二項第三号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

第百五十九条の十四を次のように改める。

（一般用医薬品の販売等）

第百五十九条の十四　薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者は、法第三十六条の九の規定により、第一類医薬品につき、次に掲げる方法により、その薬局、店舗又は区域において医薬品の販売若しくは授与又は配置販売に従事する薬剤師に販売させ、又は授与させなければならない。

一　法第三十六条の十第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による情報の提供を受けた者が当該情報の提供の内容を理解したこと及び質問がないことを確認した後に、販売し、又は授与させること。

二　当該第一類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者から相談があつた場合には、法第三十六条の十第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による情報の提供を行つた後に、当該第一類医薬品を販売し、又は授与させること。

三　当該第一類医薬品を販売し、又は授与した薬剤師の氏名、当該薬局又は店舗の名称及び当該薬局、店舗又は配置販売業者の電話番号その他連絡先を、当該第一類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者に伝えさせること。

2　薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者は、法第三十六条の九の規定により、第二類医薬品又は第三類医薬品につき、次に掲げる方法により、その薬局、店舗又は区域において医薬品の販売若しくは授与又は配置販売に従事する薬剤師又は登録販売者に販売させ、又は授与させなければならない。

一　当該第二類医薬品又は第三類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者から相談があつた場合には、法第三十六条の十第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による情報の提供を行つた後に、当該第二類医薬品又は第三類医薬品を販売し、又は授与させること。

二　当該第二類医薬品又は第三類医薬品を販売し、又は授与した薬剤師又は登録販売者の氏名、当該薬局又は店舗の名称及び当該薬局、店舗又は配置販売業者の電話番号その他連絡先を、当該第二類医薬品又は第三類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者に伝えさせること。

第百五十九条の十五第一項中「第三十六条の六第一項」を「第三十六条の十第一項」に改め、「により、」の下に「その薬局又は店舗において」を加え、同項第一号中「情報提供」を「情報の提供」に、「第一条第一項第十号」を「第一条第一項第十二号」に、「第二条第九号」を「第二条第十一号」に、「又は同令第一条第一項第四号」を「若しくは同令第一条第一項第五号」に、「第二条第四号」を「第二条第五号」に改め、「交付する場所」の下に「又は特定販売を行う場合にあつては、当該薬局若しくは店舗内の場所」を加え、「及び第百五十九条の十七」及び「、対面で」を削り、同項第二号を次のように改める。

二　当該第一類医薬品の用法、用量、使用上の注意、当該第一類医薬品との併用を避けるべき医薬品その他の当該第一類医薬品の適正な使用のために必要な情報を、当該第一類医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は当該第一類医薬品を使用しようとする者の状況に応じて個別に提供させること。

第百五十九条の十五第一項に次の四号を加える。

三　当該第一類医薬品の副作用その他の事由によるものと疑われる症状が発生した場合の対応について説明させること。

四　情報の提供を受けた者が当該情報の提供の内容を理解したこと及び質問の有無について確認させること。

五　必要に応じて、医師又は歯科医師の診断を受けることを勧めさせること。

六　当該情報の提供を行つた薬剤師の氏名を伝えさせること。

第百五十九条の十五第二項中「第三十六条の六第一項」を「第三十六条の十第一項」に、「医薬品」を「第一類医薬品」に改め、同条に次の二項を加える。

3　法第三十六条の十第一項の厚生労働省令で定める方法は、同項に規定する電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

4　法第三十六条の十第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　年齢

二　他の薬剤又は医薬品の使用の状況

三　性別

四　症状

五　前号の症状に関して医師又は歯科医師の診断を受けたか否かの別及び診断を受けたことがある場合にはその診断の内容

六　現にかかつている他の疾病がある場合は、その病名

七　妊娠しているか否かの別及び妊娠中である場合は妊娠週数

八　授乳しているか否かの別

九　当該第一類医薬品に係る購入、譲受け又は使用の経験の有無

十　調剤された薬剤又は医薬品の副作用その他の事由によると疑われる疾病にかかつたことがあるか否かの別並びにかかつたことがある場合はその症状、その時期、当該薬剤又は医薬品の名称、有効成分、服用した量及び服用の状況

十一　その他法第三十六条の十第一項の規定による情報の提供を行うために確認が必要な事項

第百五十九条の十六中「第三十六条の六第二項」を「第三十六条の十第三項」に改め、「により、」の下に「その薬局又は店舗において」を加え、同条第一号中「情報提供」を「情報の提供」に改め、「、対面で」を削り、同条第二号を削り、同条第三号に後段として次のように加える。

この場合において、同項各号中「第一類医薬品」とあるのは「第二類医薬品」と、同項第六号中「薬剤師」とあるのは「薬剤師又は登録販売者」と読み替えて適用する。

第百五十九条の十六第三号を同条第二号とし、同条に次の五号を加える。

三　当該第二類医薬品の用法、用量、使用上の注意、当該第二類医薬品との併用を避けるべき医薬品その他の当該第二類医薬品の適正な使用のために必要な情報を、当該第二類医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は当該第二類医薬品を使用しようとする者の状況に応じて個別に提供させること。

四　当該第二類医薬品の副作用その他の事由によるものと疑われる症状が発生した場合の対応について説明させること。

五　情報の提供を受けた者が当該情報の提供の内容を理解したこと及び質問の有無について確認させること。

六　必要に応じて、医師又は歯科医師の診断を受けることを勧めさせること。

七　当該情報の提供を行つた薬剤師又は登録販売者の氏名を伝えさせること。